

令和6年度社会教育主事講習  
(国の委託費による講習)

## 1. 趣 旨

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規程及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

## 2. 主 催 文部科学省

## 3. 講習実施機関

	機 関 名	期 間	受講定員 (人)
1	北海道立 生涯学習推進センター	(A) 令和6年7月4日～令和6年8月28日	125
		(B) 令和6年10月26日～令和7年1月19日	125
2	岩手大学	令和6年7月16日～令和6年8月9日	50
3	東北大学	令和6年6月13日～令和6年8月6日	80
4	宇都宮大学	令和6年7月22日～令和6年8月8日	80
5	福井大学	令和6年7月13日～令和6年10月21日	60
6	岐阜大学	令和6年7月24日～令和6年8月22日	80
7	奈良教育大学	令和6年7月13日～令和6年8月22日	45
8	島根大学	令和6年7月13日～令和7年1月25日	50
9	愛媛大学	令和6年7月16日～令和6年8月23日	30
10	九州大学	令和6年7月20日～令和6年8月11日	80
11	熊本大学	令和6年7月16日～令和6年8月7日	40
12	国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター	(A) 令和6年7月12日～令和6年8月29日	116
		(B) 令和7年1月14日～令和7年2月20日	80

※実施方法の詳細や変更等については、各機関のホームページ等により御確認ください。

## 4. 講習を行う科目及び単位数

科 目	単位数
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

5. 受講資格

社会教育主事講習等規程（昭和26年文部科学省令第12号）第2条各号のいずれかに該当する者

6. 受講申込

受講希望者は、受講申込書を居住地又は勤務先のある都道府県の教育委員会を経由して各講習実施機関に提出する。

7. 受講者の選定

受講申込を受けた各講習実施機関は、当該機関、関係都道府県教育委員会及び文部科学省の関係職員をもって構成する運営委員会の意見を聴いて受講者を選定し、関係都道府県教育委員会に通知するとともに、受講者に対し受講許可書を送付するものとする。

8. 受講に要する経費

受講者の旅費、宿泊費等は受講者の負担とする。受講料は、徴収しない。

令和6年度社会教育主事講習  
(国の委託費によらない講習)

## 1. 趣 旨

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規程及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施するもので、社会教育行政を含めた専門性を身に付けて、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動をできる社会教育人材を養成することを目的とする。

## 2. 主 催 文部科学省

## 3. 講習実施機関

	機 関 名	期 間	受講定員(人)
1	北海学園大学	令和6年7月13日～令和6年11月9日	20
2	宇都宮大学	令和6年9月14日～令和6年9月23日	20
3	大東文化大学	令和6年10月3日～令和7年1月23日	30
4	社会構想大学院大学	(通期) 令和6年4月18日～令和7年1月14日	30
		(春講習) 令和6年4月22日～令和6年8月26日	50
		(夏季集中講習) 令和6年7月27日～令和6年8月24日	50
		(秋講習・日中) 令和6年10月7日～令和7年2月23日	30
		(秋講習・夜間) 令和6年10月5日～令和7年2月23日	50
5	新潟青陵大学 短期大学部	(2科目) 令和6年8月4日～令和6年8月30日	60
		(全科目) 令和6年6月17日～令和7年2月16日	60
6	福井大学	令和6年7月23日～令和6年8月5日	20
7	奈良教育大学	令和6年7月13日～令和6年8月16日	5
8	愛媛大学	令和6年7月16日～令和6年8月23日	10
9	九州大学	令和6年7月20日～令和6年8月11日	40
10	放送大学	令和6年10月1日～令和7年1月20日	80

## 4. 講習を行う科目及び単位数

「生涯学習概論」（2単位）、「生涯学習支援論」（2単位）、「社会教育経営論」（2単位）及び「社会教育演習」（2単位）のうち、実施機関が開設する科目。

## 5. 受講資格

社会教育主事講習等規程（昭和26年文部科学省令第12号）第2条各号のいずれかに該当する者

6. 受講申込

受講希望者は、受講申込書その他の必要書類を講習実施機関に提出する。ただし、各実施機関が別に定める場合にはこの限りではない。

7. 受講者の選定

受講申込を受けた各講習実施機関は、当該機関等で構成する運営委員会の意見を聴いて受講者を選定し、受講者に対し受講許可書を送付するものとする。

8. 受講に要する経費

各実施機関が定める。